

# 【参考1】支援策早見表①

	未来企業の申請	単独申請	法の承認・認定	大企業	中小企業 (※1)	加点措置	その他
【税制】地域未来投資促進税制（地域未来投資促進法）	○	○	牽引事業計画	○	○	×	
【融資】日本政策金融公庫の低利融資（地域未来投資促進法）	○	○	牽引事業計画	×	基本法	×	
【税制】地方拠点強化税制（オフィス減税）（地域再生法）	○	○	特定業務施設整備計画	○	○	×	利用できる地域に制約あり。中小企業への優遇あり。
【融資】日本政策金融公庫の低利融資（地域再生法）	○	○	特定業務施設整備計画	×	基本法	×	利用できる地域に制約あり。
【補助金】自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	○	○	不要	○	○	×	対象は、福島県の避難指示区域等への立地に限定。
【補助金】ものづくり・商業・サービス 補助金	○	○	不要	×	基本法	牽引事業計画、経営力向上計画、先端設備等導入計画等の承認や認定を受けた事業者	
【補助金】IT導入補助金	○	○	不要	×	基本法	未来企業、牽引事業計画承認事業者等	
【補助金】戦略分野における地域経済牽引事業支援事業	○	○(注)	牽引事業計画	○	○	×	(注) 大企業は単独申請不可。なお、牽引事業計画は複数の事業者によるプロジェクトであることが必要。
【補助金】エネルギー使用合理化等事業者支援事業	○	○	不要	○	○	未定	
【税制】中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）	○	○	経営力向上計画	×	租特法	×	
【融資】日本政策金融公庫の低利融資（中小企業等経営強化法）	○	○	経営力向上計画	×	基本法	×	
【税制】生産性向上特別措置法に基づく税制支援	○	○	先端設備導入計画	×	租特法	×	対象になる業種や設備は市区町村によって異なる場合がある。
【税制】中小企業投資促進税制	○	○	不要	×	租特法	×	
【税制】商業・サービス業・農林水産業活性化税制	○	○	不要（注）	×	租特法	×	(注) アドバイス機関から経営改善に係る指導や助言を受ける必要がある。
【税制】中小企業防災・減災投資促進税制	○	○	事業継続力強化計画or連携事業継続力強化計画（注）	×	租特法	×	(注) 改正法案の成立が前提です。
【補助金】戦略的基盤技術高度化支援事業	○	×	研究開発計画（注） or 牽引事業計画	×	基本法	×	(注) 研究開発計画は、中小ものづくり高度化法。
【補助金】商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）	○	×	異分野連携新事業分野開拓計画	×	基本法	牽引事業計画承認事業者等	
【補助金】国内・海外販売開拓強化支援事業費補助金（農工商等連携事業）	○	○(注)	農工商等連携事業計画	×	基本法	×	(注) 農工商等連携事業計画は、単独申請不可。
【補助金】JAPANブランド育成支援事業	○	×	不要	×	基本法	未来企業等	
【補助金】地域未来オープンイノベーション・プラットフォーム構築事業	×	○	不要	-	-	連携支援計画の承認を受けた案件	地域未来牽引企業は、公設試、大学等が導入した機器を利用することで、間接的に支援を受けることができます。
【補助金】地域中核企業ローカルイノベーション事業	×	○	不要	-	-	連携支援計画の承認を受けた案件	地域未来企業は、研究会のメンバーになる等によって、間接的に支援を受けることができます。
【補助金】地域復興実用化開発等促進事業	○	○(注)	不要	○	○	×	(注) 福島県浜通り15市町村に拠点がある企業、福島県浜通り15市町村の地元企業等と連携して実施する企業は

※1：基本法上の中小企業者、租税特別措置法上の中小企業者の定義は、次ページ参照。

## 1. 中小企業基本法上の中小企業者の定義

業種分類	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

## 2. 租税特別措置法上の中小企業者（中小事業者等）の定義

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※1 平成31年度から、適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える法人も中小企業者等には該当しません。

※2 平成31年度から、大法人（資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人）の100%子法人等も大規模法人に追加されます。

# 【参考3】支援策早見表②（税制支援）

名称	中小企業投資促進税制	商業・サービス業・農林水産業 活性化税制	中小企業経営強化税制 (経営力向上計画)	地域未来投資促進税制
対象企業	<b>資本金1億円以下の法人</b> ※資本金1億円超の大規模法人から1/2以上の出資を受ける法人等は除く			<b>地域経済牽引事業計画の承認を得た事業者</b> ※大企業も利用可
対象資産	①機械・設備(1台160万円以上) ②測定工具・検査工具(単品120万円以上等) ③一定のソフトウェア(単品70万円以上等) ④普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上) ⑤内航船舶(取得価格の75%が対象)	①器具備品(1台30万円以上) ②建物附属設備(1台60万円以上)	<b>・A類型</b> (生産性向上設備)又は <b>B類型</b> (収益力強化設備)に該当する以下の設備 ①機械装置(1台160万円以上) ②工具(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物附属設備(60万円以上) ⑤ソフトウェア(70万円以上)※A類型はIoT関連のみ ※生産等設備に該当すれば、働き方改革に資する設備も対象となる	①機械装置 ②器具備品 ③ <b>建物</b> ・建物附属設備・ <b>構築物</b>  ※ <b>土地</b> ・建物について地方税での優遇が措置される場合がある(以下参照)
措置の内容	(法人税)	①資本金3,000万円以下の法人 30%の特別償却 or <b>7%の税額控除</b> ②資本金3,000万円超の法人 <b>30%の特別償却のみ</b>	①資本金3,000万円以下の法人 30%の特別償却 or <b>7%の税額控除</b> ②資本金3,000万円超の法人 <b>30%の特別償却のみ</b>	①機械装置 40%の特別償却 or <b>4%の税額控除</b> (50%の特別償却or5%の税額控除) ②器具備品 40%の特別償却 or <b>4%の税額控除</b> (50%の特別償却or5%の税額控除) ③建物・附属設備・構築物 20%の特別償却 or <b>2%の税額控除</b> ※()は、直近事業年度の付加価値増加率が8%以上の場合
	地方税			①不動産取得税【都道府県税】 都道府県により異なる ②固定資産税【市区町村税】( <b>土地・建物のみ</b> ) 市町村により異なる
主な要件	(主務大臣による事前の認定や確認は不要)	①アドバイス機関(認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、中央会等)による <b>経営改善に関する指導を受けた上で取得する設備が対象</b> (※)  ②アドバイス機関から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けて、その写しを確定申告書に添付  ※平成31年度より、設備投資等の経営改善により売上高又は営業利益が年2%以上向上すると見込まれることが確認されることが要件に追加される予定	①A類型 <b>工業会等が発行した証明書が必要</b> ②B類型 <b>税理士等による事前確認等が必要</b>  ※A類型、B類型ともに主務大臣による経営力向上計画の認定が必要  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             本税制とは別に、新規に導入した設備にかかる固定資産税が最大で3年間ゼロとなる「<b>生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置</b>」がある。【申請先は市区町村】           </div>	①法人税(主務大臣による <b>確認が必要</b> ) 1) 先進性を有すること 2) 投資総額が2,000万円以上 3) 前年度の <b>減価償却費10%超</b> の投資額 4) 市場規模の伸び率+5%を上回る売上計画 ②不動産取得税【都道府県税】* 都道府県により異なる ③固定資産税【市町村税】* 市町村により異なる  * 以下を要件とするケースがあるため注意 1) 建物・土地の取得価格の合計が1億円超(農林漁業関連は5千万円超) 2) 上記①の先進性等に係る主務大臣の確認を受けていること